平塚市健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条~第7条)

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第8条~第10条)

第3章 健康づくりの推進体制(第11条~第13条)

第4章 雑則(第14条・第15条)

附則

乳幼児から高齢者まで全ての市民が、共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる社会を実現し、生活の質を高めることは、市民共通の願いであります。

本市では、この願いの実現を図るため、平成22年に「平塚市健康増進計画」を策定し、 生活習慣病の発症予防対策や重症化予防対策に取り組み、誰もが健康に暮らすことができ るまちづくりを進めてきました。

しかし、近年、疾病構造の変化や高齢化の進行等により市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、疾病対策から介護予防まで一貫した施策の充実が求められるとともに、健康寿命の延伸に向けて、世代に応じた生活習慣病の発症予防対策や重症化予防対策等の健康づくりに関する新たな施策の構築が急務となっています。

このような状況の中で、市民一人一人が生涯にわたり健康づくりに関する知識や理解を深め、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域交流や社会参加を通じて健康づくりができる環境を整備していくことが重要であります。

ここに、健康づくりについての基本理念を明らかにするとともに、市民、地域団体、事業者及び市の協働により、市民の健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって健康長寿の地域社会の実現に寄与するため、平塚市健康づくり推進条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する施策について基本的な事項を定めること

により、市民、地域団体、事業者及び市の協働による健康づくりを推進し、健やかで心 豊かに生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 市民 市内において居住する人、働く人又は学ぶ人をいう。
- (2) 地域団体 市民等で構成される団体で、市内において保健、医療、福祉その他健 康づくりに関する活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (4) 協議会 平塚市附属機関設置条例(平成25年条例第2号)に規定する市民健康 づくり推進協議会をいう。

(基本理念)

- 第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
- (1) 健康づくりは、市民一人一人が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識して推進されなければならない。
- (2) 健康づくりは、市民、地域団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、市民、地域団体及び事業者と相互に連携を図りながら、協働して健康づく りに関する施策を包括的に推進しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体、 事業者及び協議会の意見を反映させるように努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する知識及び理解を深め、自らの健康状態に応じた健康 の保持及び増進に関する取組を主体的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健 康づくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極

的に取り組むとともに、他の地域団体等が行う健康づくりに関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業に従事する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとと もに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康増進計画)

- 第8条 市長は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法(平成14年法律 第103号)第8条第2項の規定に基づき、平塚市健康増進計画(以下「健康増進計画」 という。)を策定するものとする。
- 2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針及び目標
- (2) 健康づくりの推進に関する施策
- 3 市長は、健康増進計画を策定するときは、協議会の意見を聴くとともに、市民、地域 団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、健康増進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するとともに、計画 期間の中間年及び最終年に評価し、その評価の内容を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、健康増進計画の変更について準用する。

(健康づくりの推進に関する施策)

- 第9条 市長は、健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。
- (1) 栄養及び食生活に関する施策
- (2) 身体活動及び運動に関する施策
- (3) 休養及びこころの健康に関する施策
- (4) 喫煙及び飲酒に関する施策
- (5) 歯及び口腔の健康に関する施策
- (6) がんの予防、早期発見及び早期治療に関する施策
- (7) 生活習慣病の重症化予防に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な施策 (調査及び分析)

第10条 市長は、健康づくりに関する本市の課題を明確にするため、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

(協議会)

第11条 協議会は、市民健康づくり推進協議会規則(平成25年規則第35号)第2条 に規定する所掌事項に基づき、市民の健康づくりの推進に関することについて審議する ものとする。

(情報提供等)

- 第12条 市長は、市民、地域団体、事業者及び協議会に対して、健康づくりの推進に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市長は、市民、地域団体、事業者及び協議会に対し、健康づくりの推進のために必要 な情報を提供するよう求めることができる。

(推進体制の整備)

第13条 市長は、健康づくりに関する施策を包括的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第14条 市は、健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。